【365】

氏　名（本籍）	林（はやし）　弘典（ひろのり）（京都府）
学位の種類	博　士（コーチング学）
学位記番号	博甲第5516号
学位授与年月日	平成22年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	**柔道の投技評価における異見発生に関する研究**

主　査	筑波大学教授	博士（学術）	山田幸雄
副　査	筑波大学教授	博士（体育科学）	朝岡正雄
副　査	筑波大学教授		小俣幸嗣
副　査	筑波大学准教授	博士（心理学）	坂入洋右

論文の内容の要旨

（目的）

柔道競技における審判では、投技を見る方向によって審判員の投技評価が異なる場合がある。このようなことは、オリンピックなど重要な試合においても認められる。しかし、柔道競技において勝敗を左右する投技評価における異見発生の実態や要因についてはほとんど解明されていない。そこで、本論では柔道競技の審判における投技評価の異見発生の実態や要因について、審判員の技能レベル、見る方向などから分析を行い、投技評価のあり方について検討し提言を行うことを目的とした。

（対象と方法）

本研究では3つの研究課題を設定した。

研究課題1. 投技評価の異見発生に関する審判法上の諸問題を明らかにするために、主審と副審が同時に投技評価を示すという審判法（以下、同時法という）について、柔道選手361名とA、B、Cライセンス審判員104名にアンケート調査を実施し検討した。

研究課題2. 投技評価の異見発生に関する実態を明らかにするために、同時法と現行法の両方について、投技評価における異見発生率を審判法別、審判員レベル別に比較し検討した。

研究課題3. 投技評価における異見発生が、投技を判定する方向と審判員レベルという2つの要因とどのような関係にあるのかについて検証するために、実際の試合を4方向から撮影した4つの技の実験映像を作成し、A、B、Cライセンス審判員100名に評価させ検討した。

（結果）

研究課題1. 現行法は、主審の評価の後で副審が自分の評価を示すことになっているため、異見が表面化しにくい。また、副審の投技評価の決定方法に曖昧さがあり、公平さに欠ける可能性があることが明らかになった。これに対し、主審、副審同時に投技評価を示す同時法では、副審は主審に投技評価を委ねることができないため副審の投技評価に曖昧さがなく、公平に投技評価を行うことができることが明らかになった。

研究課題2. 同時法は現行法よりも異見がある場合が有意に多く、現行法は同時法よりも異見がない場合が有意に多かった。審判員レベルによる異見発生率には有意な差が見られなかった。また、異見が発生した

場合、投技評価は主に「一本」と「技あり」、「技あり」と「有効」、「有効」と「効果」、「効果」と「評価なし」に分かれることが明らかになった。

研究課題 3. 4 つの投技すべてにおいて、投技を見る方向と審判員ライセンスの間に有意な主効果が認められた。これから投技を見る方向、審判員レベル、投技を見る方向と審判員レベルの両方の 3 つが投技評価における異見発生の要因であると考えられる。

（考察）

主審と副審の間に異見が発生することについて、審判員の意志決定の方法によるものか検討したところ、現行法、同時法いずれにも特徴があった。しかし両方とも副審は椅子に座っているために見る方向が限定されて、はっきり確認できない状況は変わらない。次に、審判員レベルによって生じるのか検討したが十分に解明できなかった。そこで、見る方向、審判員レベル、見る方向と審判員レベルの 3 つの要因から検討したところ、これらが異見発生の要因と考えられた。したがって、できるだけ異見を少なくするためには、多方向から投技評価を行うようにすることが必要である。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論は、柔道競技における審判法のあり方について検討を行ったものである。これまで、柔道競技における審判では、異見が発生することが報告されていた。これまで明らかにされてこなかったこれら異見が発生する実態、あるいは原因を明らかにしたものであり、今後柔道競技の審判法のあり方を検討するための新たな知見を提供できたことは高く評価できる。今後はさらに、新たな審判法を提示し、その検証へと向かうことが期待される。

よって、著者は博士（コーチング学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。